

～ 輝く明日へ、飛躍のために ～

高岡市行財政改革推進方針

- 集中改革プラン -

平成 18 年 7 月

高 岡 市

目 次

はじめに	1
第 基本方針	
1 基本的な考え方	2
2 計画期間	2
3 推進体制	2
4 推進状況の公表	2
第 行財政改革の取り組みの項目	
1 事務事業の見直し	3
(1) 事務事業の整理・合理化	3
(2) 行政評価システムの導入	3
2 民間活力の積極的な活用	4
(1) 民間委託の推進	4
(2) 指定管理者制度の活用	4
(3) 民営化の推進	5
(4) P F I の導入	5
3 職員数及び給与の適正化	6
(1) 職員数の適正化	6
(2) 計画的な職員採用	6
(3) 給与の適正化	7
(4) 組織機構の見直し	7
4 人材育成の推進	8
5 健全財政の確保	8
(1) 市税等収納確保対策の強化	8
(2) 使用料・手数料の見直し	9
(3) 補助金、扶助費の見直し	9
(4) 市債の適正運用	10
(5) 公共施設の適正配置と有効利用	10
(6) 経費の節減合理化	11
(7) 企業会計手法の活用	11

6	地方公営企業の経営健全化	1 2
	(1) 病院事業	1 2
	(2) 水道事業	1 2
7	第三セクターの見直し	1 3
8	電子自治体の推進	1 3
	(1) 住民の利便性の向上	1 3
	(2) 業務システムの効率化	1 4
	(3) 市民との情報の共有化	1 4
9	市民との協働の推進	1 5
10	透明で開かれた市政の推進	1 6
	(1) 開かれた行政の推進	1 6
	(2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実	1 6
	(3) 市民サービスの向上	1 7
	高岡市行財政改革市民懇話会について	
	(1) 高岡市行財政改革市民懇話会の審議経過	1 8
	(2) 高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿	1 8
	(3) 高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱	1 9

はじめに

平成17年11月に高岡市と福岡町が合併し、人口18万3千人の新高岡市が誕生した。東海北陸自動車道の全線開通、高岡開町400年、北陸新幹線の開通という大きな飛躍のときを迎えることから、「誰もが住みたい・行きたいまち」となるよう、先人から受け継いだ歴史、伝統、文化やまちの個性を活かしながら、「水・みどり・人 光り輝く躍動のまち 高岡」の実現を目指して、各種諸施策の確実な実施を図っていかねばならない。

国・地方を通じ、厳しい財政状況が続く中で、新しい時代に対応した行政運営に努める必要があり、そのためには、納税者である市民から寄せられた貴重かつ限られた財源を市勢の発展と市民福祉の向上のために最大限有効に使うという行政運営の基本に立ち返って、行財政改革に取り組んでいかねばならない。

合併前の旧高岡市、旧福岡町において、それぞれの課題に応じた行財政改革に取り組んできたところである。具体的には職員数の適正化をはじめ学校給食調理業務やごみ収集業務等の民間委託、幼保一元化、指定管理者制度の導入、公共施設のスクラップ・アンド・ビルド、協働事業などを実施し、着実に行財政改革を推進してきた。

こうした両市町の行財政改革の方針、大綱の精神を引き継ぎながら、合併協議会での協議事項や協議の過程での行財政改革に関する議論などを踏まえ、早急に新市の行財政改革の方針を策定することとしていた。

一方、国においては、地方のより一層の行政改革を推進するため、17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体に対し、民間委託等の推進、定員管理の適正化、第三セクターの見直しなどに関する具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」の策定を求めている。

こうしたことを踏まえ、新しい行財政改革の方針を策定するにあたっては、有識者や市民各界各層の幅広い意見を本市の行財政改革に反映させるため、平成18年2月に行財政改革市民懇話会を設置した。市民懇話会での審議を経て、また、市議会での議論を踏まえ、ここに「高岡市行財政改革推進方針・集中改革プラン」を策定したものである。

今後は、行財政改革推進方針・集中改革プランに掲げる取り組みについて、市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に実施していきたいと考えている。

第 基本方針

1 基本的な考え方

今日の我が国は、少子・高齢社会の急速な到来、国際化や高度技術・情報化の進展、経済構造の変化、国民の価値観の多様化など、新たな時代へ大きな変革期を迎えている。従来の社会・経済・行政などのシステムや考え方そのものの再構築が求められる中、地方自治制度においても、地方分権の推進に伴う諸改革、市町村合併の推進など、地方自治体にとって重要な転換期にある。

こうした中であって、本市の財政状況については、歳入面では、市税収入の減少や、国の三位一体改革による地方交付税の削減などにより、財源確保が非常に難しい状況にある。一方、歳出面では、各種福祉施策の対象者の増加に伴う扶助費の伸びが大きいことや、過去に実施した大型事業に伴う公債費の増大などにより、義務的経費が増加していることから、財政環境は非常に厳しい状況にある。

そこで、今後、社会経済状況の変化に的確に対応するとともに、新総合計画に掲げる事業の確実な実施を図っていくためにも、合併のメリットを最大限生かしながら、より一層徹底した行財政改革への取り組みが求められる。

こうしたことを踏まえ、新高岡市の行財政改革推進方針とその具体的な取組事項を定めた集中改革プランを策定し、新しい時代に対応した簡素・効率的で、市民サービスの維持・向上が図られる行財政運営、健全な財政運営、市民に開かれた行政を経営的な視点を取り入れながら、一層推進するものである。

2 計画期間

平成17年度から平成21年度までの5ヵ年とする。

3 推進体制

(1) 行財政改革市民懇話会

市民、民間の立場から、行財政改革に関して意見を述べ助言を行うとともに、実施状況について報告を受ける。

(2) 行財政改革検討推進本部

行財政改革を全庁的に推進するための中心組織として、進捗状況を調査点検し、改革目標達成に向けて進行管理を行っていく。

4 推進状況の公表

行財政改革の進捗状況は、広報紙やホームページ等により広く市民に公表する。

第 行財政改革の取り組み事項

1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理・合理化

地方分権の推進や社会経済情勢の変化に対応するため、限られた財源を有効に活用し、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、すべての事務事業について、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、効果や効率性の観点などから検証を行い、事務事業の整理・合理化を進める。

取組事項	取組内容	取組年度
事務事業の見直し	<p>すべての施策・事業の見直しを図り、所期の目的を達成したもののや事業効果の薄れたものなどについて、次のような視点から廃止・縮減等の見直しを実施する。</p> <p>廃止するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の関与が必要な事業か。 ・市にとってどのような効果があるのか。 ・スクラップ・アンド・ビルドの原則が貫かれているか。 <p>休止するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法、事業効果等について検討する。 <p>縮小・簡素化するもの</p> <p>民間委託するもの</p> <p>応分の負担を求めるもの（受益と負担の公平性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料等の見直し ・所得制限の設定 ・各種講座等の有料化 <p>【毎年度、事務事業数の5%相当を見直す。】</p>	17～21年度

(2) 行政評価システムの導入

計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action)の行政マネジメントサイクルに基づき不断の点検を行うとともに、事業の目的、コスト、成果等をわかりやすく提示することにより、透明性の高い行政運営に努める。

取組事項	取組内容	取組年度
行政評価システムの導入	<p>事務事業評価、政策施策評価の調査・検討を行い、事業の目的、コスト、成果等に基づく点検・評価がしやすいシステムとなるよう工夫しながら、19年度において評価事業を選定しモデル実施する。</p>	17～19年度

〔行政評価〕 行政活動を客観的な指標をもって、妥当性や成果などを評価する手法。政策施策評価、事務事業評価があり、行政目的の特定とともに事業の内容の分析を行うことにより、コストや成果を重視した行政サービスを提供することが可能となる。

2 民間活力の積極的な活用

(1) 民間委託の推進

業務の執行にあたって、民間の専門知識や技術、並びに効率性等を活用する方が適当なものについては、「民間にできるものは民間に」という発想に立って、適切な管理監督の下、行政責任の確保、住民サービスの維持向上、今後の退職者数の動向等を勘案しながら、積極的かつ計画的に民間委託を推進する。

取組事項	取組内容	取組年度
中学校学校給食調理業務の委託拡大	中学校給食調理業務について、安全性の確保に配慮しつつ、自校・民間委託方式による委託化を進める。 【21年度までに、7校の給食調理業務を委託化する。】	18～21年度
ごみ収集業務の委託推進	ごみ収集業務の効率化を図るため、積極的かつ計画的に委託を推進する。	19～21年度
定型的な業務、専門的な技術等を必要とする業務の委託	事務や業務について、民間で実施した方が効率的・効果的なものについては、費用対効果を考慮し、住民サービスの維持と行政責任を確保した上で積極的に民間委託を推進する。	17～21年度

(2) 指定管理者制度の活用

公の施設の管理において、民間事業者、NPO等のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上、施設の効果的かつ効率的な運営、さらには住民協働型の運営が期待できる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を図る。

なお、既に指定管理者制度を導入した施設であっても、管理運営の実態を常に把握して管理者への指導・監督に努めるとともに、その後の情勢の変化等が生じた施設については、再検討を行い場合によっては直営管理や業務委託への見直しを行う。

取組事項	取組内容	取組年度
指定管理者制度の導入（18年度導入）	・既存施設 89施設（室内プール、美術館、駐車場、農業センター、家族旅行村、集会所など） ・新規施設 2施設（道の駅、中心商店街活性化センター）	18年度（実施中）
指定管理者制度の導入（19年度以降導入）	直営で管理されている施設ごとに、その性格、利用状況、職員の配置状況等を総合的に点検し、制度導入による効果が見込まれる施設については、速やかに導入を図る。 【21年度までに、直営施設157施設（小・中・養護学校、幼稚園、都市公園を除く。）の10%程度に指定管理者制度又は民間活力を活用した管理手法を導入する。】	19～21年度

〔指定管理者制度〕 公の施設の管理に関して、従来の管理委託制度は管理者の範囲を公共的団体等に限定していたが、民間事業者やNPO等も管理できることになったため、多様な団体が有する固有のノウハウを施設の管理業務に活用し、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図っていくことができるものである。

(3) 民営化の推進

民間によって、同種のサービスが提供されていて、行政が競合して実施する必要性が薄れている事業、また、市場原理、民間活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できる事業については、住民や利用者の理解と協力が得られるように努めながら、民営化を推進する。

取組事項	取組内容	取組年度
市立保育所の民営化の推進	多様化する保育ニーズに柔軟・迅速・効率的に対応するため、計画的に民営化を進める。	18～21年度
老人福祉施設の民営化	市立デイサービスセンターについて、民間で同種の事業を展開している状況を踏まえ、民営化等を進める。	19～21年度

〔民営化〕 公共事業全体（資産等事業に必要なもの）を民間に譲渡する方式と、公共事業主体の株式を民間に譲渡、あるいは民間に株式を割り当てる方式がある。本市では を想定する。

(4) P F I の導入

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスが提供され、地域経済の活性化に資すると考えられるものについては、P F I による事業化を検討しながら推進する。

取組事項	取組内容	取組年度
P F I による公共施設の整備の検討	大型事業の施設整備・運営にあたって、P F I の導入の可能性を十分検討したうえで、効率的、効果的な事業の執行という効果が期待される事業について導入を図る。	17～21年度

〔P F I (Private Finance Initiative)〕

民間資金を活用して公共サービスを充実させる手法。公共施設整備やその運営など、これまで国や地方公共団体が提供してきたサービスを民間主体で建設から運営まで行い、自治体はそのサービスの購入を行う。

3 職員数及び給与の適正化

(1) 職員数の適正化

事務事業の見直し、組織の合理化、派遣職員の見直し、民間活力の導入、行政の情報化等を推進することによって行政運営の簡素・効率化を図るとともに、今後の行政需要を見極めながら、採用及び退職者補充の抑制を図り、市民サービスの水準の維持に配慮しながら、職員数の適正化に努める。

取組事項	取組内容	取組年度						
職員数の適正化	行政サービスの維持及び安全・安心に係る部門の退職補充等に配慮しながら、職員数の減員に努める。	17年度初 ～22年度初						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17年度初</th> <th>平成22年度初</th> <th>減員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>2,257人</td> <td>2,077人</td> <td>180人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：平成17年度の職員数は合併前の旧高岡市・福岡町の合計数</p> <p>【平成17年度当初の職員数を基準として、平成22年度当初までに8%（約180人）の減員を目標とする。】</p>		区分	平成17年度初	平成22年度初	減員数	職員数	2,257人
区分	平成17年度初	平成22年度初	減員数					
職員数	2,257人	2,077人	180人					

(2) 計画的な職員採用

本市では、職員の年齢構成が歪な状況にあり、また、今後大量の退職が見込まれる中で、今後とも円滑な行政運営を維持し、組織の活性化を図るためには、将来的な退職者の動向を勘案した計画的な職員採用に努めるとともに、嘱託職員、非常勤職員の活用をはじめ、定年退職者の再任用、専門職の中途採用などについて検討する。

取組事項	取組内容	取組年度
計画的で多様な職員採用	<p>行政サービスの維持、ノウハウの継承、職員の年齢構成の平準化が可能となるような、計画的で多様な職員採用を行う。</p> <p>職員採用において、年齢要件の引き上げを検討する。</p> <p>職員採用にあたっては、将来的な退職者の動向を勘案し、組織機構や事務事業の見直しなどを進める中で、必要な職種や職員数を見極めながら行う。</p> <p>また、職種間の流動化や経験豊かな退職職員の一層の活用等も視野に入れ検討を行う。</p>	19～21 年度

(3) 給与の適正化

社会情勢の変化を踏まえつつ、国、県及び他市との均衡を図ることを基本としながら、給与制度・運用・水準の適正化に努める。

取組事項	取組内容	取組年度
給与制度の適正化	民間企業の給与水準を調査、比較検討して出される人事院勧告を基本とし、常に国や他自治体との制度の均衡を図りながら給与制度の適正化に努める。	17～21年度
特殊勤務手当の適正化	社会経済情勢の変化により特殊勤務手当についての考え方も変化していくことから、継続的な点検を行い、手当の廃止や単価の見直しに努める。 また、手当全般についても他自治体との均衡を図りながら、その適正化に努める。	17～21年度
給与の公表	広報紙、ホームページ等を通じて、住民の納得と支持が得られるよう、わかりやすい形での給与の公表に努める。	17～21年度

〔人事院勧告〕 争議権（スト権）など労働基本権の制約を受けている国家公務員の給与、労働時間といった勤務条件を改善するため、人事院が内閣と国会に出す勧告。民間企業の給与水準を調べ、官民格差を是正する方式を採用している。地方公務員の給与も人事院勧告に準じて決められることが多い。

(4) 組織機構の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう組織機構の見直しを図る。また、見直しにあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、実質的に事務事業を円滑に遂行できる簡素、効率的でわかりやすい組織とする。

取組事項	取組内容	取組年度
組織機構の見直し	職員数の削減にも配慮した、スリムで合理的な組織機構の構築に努める。 役割分担と権限を明確化して、スピーディーな意思決定過程となるよう簡素化に努める。 新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応できるよう柔軟で、弾力的な組織機構の運用に努める。	19～21年度

4 人材育成の推進

新たな行政課題や住民の多様なニーズに的確に対応できる職員を育成するため、人材育成の基本的な方針を策定し、人材育成と連携した人事管理、職場風土や職員の意識改革等を推進する。また、能力・実績を重視した公正かつ客観的な人事評価システムを構築し、その結果が給与や任用などに適切に反映される制度の導入を検討する。

取組事項	取組内容	取組年度
人材育成基本方針の策定	長期的かつ総合的な視点に立って、職員研修の充実・人事制度の見直しなど、人材育成の目的、方策を明確にした「人材育成基本方針」を策定し、職員の能力開発に努める。	18～21年度
人事評価システムの構築	業務実績が的確に反映できる給与制度への移行検討及び人材育成基本方針の策定にあわせ、職員の執務意欲の向上と組織の活性化を図るため、人事評価システムの構築に向けて検討を行う。	19～21年度

5 健全財政の確保

(1) 市税等収納確保対策の強化

近年の景気低迷等の影響によって、市税等の収納率が年々低下していることから、滞納者に対する戸別訪問や納税相談に職員が一丸となって収納率の向上を強力に進め、税負担の公平化を図る。また、その他の収入についても受益者負担の適正化や収納率の向上を図るなど、自主財源の確保に努める。

取組事項	取組内容	取組年度
市税の収納率向上対策	<p>収納率向上と滞納額の圧縮を図るため、次の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全庁的な戸別訪問の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職員と税務三課及び保険年金課の全職員電話催告 ・ 新規発生した税の納め忘れに対する取り組み（随時） 夜間、土・日曜日の戸別訪問の実施 ・ ボーナスに向けての取組み（7月・12月） 滞納整理強化月間の取組み ・ 出納閉鎖に向けての取組み（2月・4月・5月） <p>税務アドバイザーの活用による滞納整理の徹底 徴収専門員による徴収の強化 職員の地区担当制を機能担当制に移行 （初動班、交渉班、滞納処分班に区分） 進行管理の徹底（目標値の設定と進捗状況の把握） 【市税の収納率を平成21年度までに93%以上とすることを目標とする。】</p>	17～21年度

市税のコンビニ収納の導入	市民のライフスタイルの変化に対応し、納税しやすい環境づくりを進めるため、コンビニ収納の導入を図る。	18～21年度
--------------	---	---------

(2) 使用料、手数料の見直し

受益者負担の適正化を図るため、使用料、手数料の見直しを行うとともに、収納率の向上等に努める。

取組事項	取組内容	取組年度
受益と負担のバランスの点検	使用料については、各施設の維持管理費と使用料収入の実績を調査し、適正なバランスになっているか点検を行う。 手数料については、当該事務に要する経費と手数料収入の実績を調査し、適正なバランスになっているか点検を行う。	17～21年度
使用料、手数料の見直し	上記の点検に基づき、バランスのとれていないものについては見直しを行う。 料金設定については、施設の利用状況や周辺他市の類似施設とのバランス等に配慮する。	17～21年度
施設管理における利用料金制の導入	指定管理者制度導入施設において、経営の効率化と利用者増の努力を促すため、利用料金制を導入する。	18～21年度
広告事業の導入	市の広報紙、ホームページ、印刷物などを広告媒体として有効活用し、広告収入を得る広告事業について調査・検討し、その導入を図る。	18～19年度

(3) 補助金、扶助費の見直し

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査するとともに、それぞれの団体の役割や活動内容等を考慮した上で、終期の設定、廃止、縮小等により、補助金の整理合理化を図る。また、市単独制度の扶助費については、その必要性や効果等あらゆる角度からの見直しを行い、経費の抑制に努める。

取組事項	取組内容	取組年度
補助金の見直し	既存の補助金について、交付の目的や効果等を再点検し、廃止、減額、終期設定等の見直しを行う。 また、新たに補助金等を設ける場合は、事業効果等を十分検討するとともに、必ず終期設定を行う。 〔見直しの視点〕 補助金の対象団体としての適否 補助対象経費の範囲、内容の適否 補助率、補助単価の適否	17～21年度
市単独扶助費の見直し	市単独で行っている事業や国・県の制度に市が上乘せして実施している事業は、継続するか否か、継続する場合はその水準の適否、所得制限の設定を検討し、縮小・削減に努める。国・県の制度が廃止・縮小された場合は、市事業も廃止・縮小を原則として見直す。	17～21年度

〔扶助費〕 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づく社会的弱者に対する援助として支払われる経費。

(4) 市債の適正運用

義務的経費である公債費を抑制するため、投資的事業については、優先度、緊急度、事業効果等についての点検の上、事業の選択と財源配分を行うことによって、新規市債の発行を極力抑制する。

取組事項	取組内容	取組年度
市債残高の抑制	各年度の市債の発行総額を、元金償還額内に抑えることを原則とし、できる限り市債残高の抑制に努める。 【起債制限比率について、適正範囲とされる14%未満を堅持していく】	17～21年度
合併特例債の有効活用	新市建設計画全体の進捗を図ることを目的とし、通常事業債を交付税措置のある有利な合併特例債に振替えて活用する。	18～21年度
住民に対する効果的な情報提供	地方債借入計画や償還計画に関する情報を、予算、決算の財政状況が明らかになった段階で、ホームページ等を活用して速やかに情報提供する。	19年度

〔公債費〕 市が借り入れた市債の元金・利息及び一時借入金利息を返済するための経費。
〔起債制限比率〕 地方債の許可に係る指標の一つ。公債費に充てられた一般財源が、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対してどの程度の割合になっているかをみる指標。
〔合併特例債〕 合併市町村が、まちづくり推進のため、新市町村建設計画に基づいて施設整備を行う場合、合併年度とそれに続く10年間に限り、その財源として借り入れることができる地方債。後年度に償還金の一部が普通交付税に算入される。

(5) 公共施設の適正配置と有効利用

公共施設の配置・見直しについては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を十分考慮しながら検討することとする。

また、公共施設の効率的な活用に努めるとともに、管理のあり方も含めた総合的な点検を行い、その用途や目的が類似している施設や市民ニーズの低い施設については、用途変更、廃止などの見直しを行う。また、未利用となっている財産については売却等の処分を進め、財源確保に努める。

取組事項	取組内容	取組年度
施設の廃止等の検討	公共施設について、総合的な点検を行い、用途変更、廃止などの検討を行う。	17～21年度
学校余裕教室の活用策の検討	学校施設のあり方、有効活用について検討する市民懇話会を設置し、余裕教室の利活用、学校施設の有効活用、通学区域の弾力化等について検討を行う。	18年度
スポーツ施設の適正配置の検討	スポーツ施設の配置や整備のあり方を検討・研究するため庁内ワーキングを設置し、18年度中に研究結果をとりまとめる。	18年度
幼保一元化の検討	福岡地域において2箇所の幼保一元化施設を開設しており、今後さらに1施設の開設を目指して検討する。	18～21年度

入所児童減少保育所の統廃合の検討	定員の充足率が極端に低い小規模保育所で、今後も増加の望みが低い場合は、地元や保護者に配慮しつつ、統合や廃止に向けて検討する。	18～21年度
未利用財産の処分	未利用財産の売却等の処分を進める。	17～21年度

〔幼保一元化施設〕 異なる制度に基づく幼稚園と保育所について、施設の共用や運営の一体化を進めることを目的とした施設。

(6) 経費の節減合理化

経費全般について徹底的な見直しを行うとともに、契約にあたっては競争原理を生かした入札を基本とすることによって、経費の節減合理化と予算の効率的な管理・執行に努める。

取組事項	取組内容	取組年度
経常的経費の削減	旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）の消費的経費については、従来からの慣例にとらわれず、経費の効率化と節減に努める。 委託料については、委託業務の内容を再検討し、人員・日数・回数等の見直しを行うなど経費の節減に努める。	17～21年度
環境マネジメントシステム及び地球温暖化防止高岡市役所実行計画の推進	庁舎内の節電・節水、省エネルギー、諸用紙の使用、公用車の燃料費等の節減に努める。	17～21年度
公共工事コスト縮減の推進	公共工事コスト縮減対策行動計画を策定し、公共工事のコスト縮減に努める。	18～21年度

〔環境マネジメントシステム〕 環境負荷の低減活動や市の環境施策の推進を、国際規格 ISO14001 に基づいて全庁的に取り組むための仕組み。

(7) 企業会計手法の活用

企業会計手法である貸借対照表（バランスシート）等を作成することにより、総合的な市の資産状況や資産形成の財源となっている負債、正味財産の状況まで一元的に財務管理して、現金主義会計による従来型決算方式を補完する。このことによって、本市の財政状況をわかりやすい形で公表し、市民への的確な情報提供に努める。

取組事項	取組内容	取組年度
全会計のバランスシートの作成・公表	普通会計に特別会計を加えた全会計のバランスシートを作成し公表する。（18年度決算分から適用）	19年度

〔バランスシート〕 一定時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一表に記載した報告書。

6 地方公営企業の経営健全化

(1) 病院事業

市民へ良質で安定的な医療を提供するため、これを支える経営基盤の確立が大前提であることから他の医療機関との機能分担や連携を強化し、地域における役割・機能を明確にしながら、医療水準の向上に努めることはもとより、これまで以上に効率的、採算性を重視した病院経営と病院管理体制の強化を図り、収入の確保や向上に努めるとともに、費用の一層の削減を図るなど、経営の健全化を進める。

取組事項	取組内容	取組年度
中期経営計画の策定 (計画期間 18～21 年度)	複雑・多様化する医療ニーズの把握に努めつつ、市民に信頼される病院として良質かつ安心できる医療を継続的に提供できるよう、職員一人ひとりが経営参画意識を持ち、より一層の経営基盤の強化を図るため、収支改善を図っていく今後の取組指針として、中期経営計画を策定し、累積赤字の縮減に努める。 また、外部識者による病院経営懇話会(仮称)を設置する。	18～21 年度

(2) 水道事業

水需要の減少により事業収入の根幹である料金収入の確保が非常に厳しいなか、ライフラインとして「安全で安心できる良質な水」の安定供給を行うためには、老朽施設の更新や震災対策等の事業を計画的に推進していかなければならない。

このようなことから、適切かつ効率的な事業運営の観点から、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組む。

取組事項	取組内容	取組年度
高岡市水道ビジョンの策定 (計画期間 19～28 年度)	経営基盤の強化、安定給水の確保及び利用者サービスの向上を柱とする水道ビジョンを策定することにより、安全で安心できる良質な水の安定供給と経営の健全化を目指す。 策定に向けた新たな取り組みとして、水道事業経営委員会の設置及び水道事業に関する住民アンケート調査を行う。	18～21 年度

7 第三セクターの見直し

第三セクターについては、社会経済情勢の変化や指定管理者制度の導入などにより、その経営基盤に大きな影響を及ぼす状況になっている。こうしたことから、設立目的や役割、運営状況等に照らして、今後の存在意義を再検討し、法人の統廃合や市の関与のあり方等の見直しを図る。

また、独立した法人として経営責任を明確にした上で、経営改善を推進し、効率的で健全な経営体制の確立に努めるとともに、経営状況等の情報公開に努めるよう要請する。

第三セクターが管理する施設等の活性化を図るため、市民の理解と協力を求め、その利用・参加の拡大に努める。

【見直し対象法人】 市の出資比率 25%以上の 14 法人及び財政的支援等を行っている 2 法人

取組事項	取組内容	取組年度
廃止の検討	社会経済情勢の変化や指定管理者制度導入に伴い、存続の必要性が薄れてきていると認められる法人の廃止を検討する。 【21年度までに2法人の廃止を目標とする。】	17～21年度
統合の検討	統廃合により機能強化又は事業効率の向上が期待できる法人の統合を検討する。 【21年度までに2法人の統合を目標とする。】	18～21年度
第三セクターに関する指針の策定	第三セクターの自立を促すとともに、本来独立した経営主体である第三セクター自らが積極的に経営改革に取り組み、経営改善を推進できるよう基本的な指針を策定する。	18年度
法人ごとの経営改革計画の策定	第三セクターが独立した経営主体として自ら積極的に改革・改善に取り組むため、法人ごとの経営改革計画を策定し、その推進に努めるよう指導・要請する。	18年度
情報公開の推進	法人の経営状況等をホームページに掲載するなど情報公開に努めるよう要請する。	18年度

〔第三セクター〕 地方公共団体が出資を行っている民法法人及び商法法人等。

8 電子自治体の推進

(1) 住民の利便性の向上

高度情報通信技術を活用する基本的な考え方や方向性を示した「高岡市地域情報化基本計画」を策定し、その推進に努める。また、住民の利便性の向上を図る視点から、申請届出手続等の電子化を目指すとともに、各個別業務システムの連携強化を図り、窓口サービスの充実を図る。

取組事項	取組内容	取組年度
地域情報化基本計画の策定 (計画期間 19～23 年度)	IT 技術等を活用し、安全で豊かで活力ある地域づくりを目指すことを目的とする地域情報化基本計画を策定する。	18 年度
公共施設の予約管理システムの拡充	公共施設予約の利便性の向上と事務の効率化を図るため、公共施設の予約管理システムを拡充する。	19 年度
電子申請・届出システムの導入の検討	電子申請・届出システムの導入に向け、問題点の把握、実施のタイミング等を見極めるため、調査、検討する。	17～20 年度
電子申告システムの導入の検討	申告の利便性の向上と事務の効率化を図るため、電子申告システム導入に向けた検討を行う。 (法人市民税・固定資産税償却資産)	18～20 年度
電子入札システムの導入	高岡市電子入札制度導入検討協議会での検討結果や先進都市の開発状況を見極め、導入を図る。	18～21 年度

(2) 業務システムの効率化

情報連携のため庁内 LAN 等を充実整備し、各業務情報の共有化による連携強化を図り、業務システムの効率化に努める。さらに、セキュリティ対策に十分留意するとともに、電子決裁、文書管理等の内部業務のシステム化を推進する。

取組事項	取組内容	取組年度
業務システムの C/S (クライアント・サーバー) 型システムへの移行	業務システムの効率化、維持管理コストの低減化、安全性の確保を図るため、従来、大型汎用機で処理していた業務システムを処理・負荷の分散が可能になる C/S (クライアント・サーバー) 型といわれる小型のコンピュータで構成するシステムへ移行する。	19 年度
新文書管理・電子決裁システムの構築	事務の効率化・高度化をめざして、新たな文書管理システム (公文書の電子化、電子決裁) の導入を行う。	21 年度
庁内 LAN の活用	職員相互の情報共有と行政事務の高度化、効率化を図るとともに、ペーパーレス化による経費の節減と事務事業の合理化を図るため、庁内 LAN の有効活用に努める。	17～21 年度

〔C/S (クライアント・サーバー) 型システム〕 クライアント・サーバー型システム。コンピュータをサーバーとクライアントに分け、役割分担をして運用する仕組み。LAN における典型的なクライアント・サーバー型システムとしては、全員が共有しておきたいデータが置いてあるサーバーがあり、そこに一般のユーザーが使うクライアントが複数接続されている状態。

(3) 市民との情報の共有化

市民との協働、市民の市政への参加など市民が必要とする情報をユビキタスに享受できるよう、市民と行政の情報交換に資するシステムのあり方について検討する。

取組事項	取組内容	取組年度
市民との情報交換・意見交換の促進	インターネットの双方向性を活かし、ホームページを通じ、情報を発信、意見を聴取、集約し、市政に反映する情報の循環・交換ツールとして機能強化を図る。 また、ホームページについては、より見やすく、より使いやすく、親しみのあるものになるよう適宜見直しを行う。	17～21 年度

〔ユビキタス〕 いつでも、どこでも、だれでもインターネット等を通じて必要な情報を入手できる状態や環境。

9 市民との協働の推進

多様化する市民ニーズに的確に対応し、地域の課題に対処していくため、市民の自主的な提案・行動のもとに、市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において「まちづくり」に取り組む市民協働によるまちづくりを積極的に推進する。

取組事項	取組内容	取組年度
協働のルールづくりの検討	18年度で「協働のルールづくり検討委員会」において、協働の理念、協働の基盤づくり、実績と評価、協働の推進、課題等について検討する。	18年度
市民提案型協働モデル事業	地域の多様な課題について、市民の発想を活かした提案を募集し、協働モデル事業として実施する。 (テーマ設定型、自由提案型提案事業)	18～21年度
「ふるさと高岡」市民まちづくり事業	市民の郷土意識の醸成とまちづくりへの参加・参画を目的に、市民によるイベント、ボランティア活動等に対する支援を行い、市民の持つまちづくりへのエネルギーを発揮できる環境づくりを行う。	18～21年度
地域バスの自主運行の検討	地域公共交通懇話会の提言を踏まえ、地域住民・団体と行政との協働による地域バスの運行について調査検討を行う。	18年度
自主防災組織の結成・活動支援	災害による被害の拡大を防ぐために、住民による自主防災組織の結成が促進されるよう育成支援を行う。 【21年度までに、自主防災組織の組織率を50%とすることを目標とする。】	17～21年度 21年度
自主防犯組織の結成・活動支援	地域における安全なまちづくりに関する自主的な活動を行う自主防犯組織の結成が促進されるよう育成支援を行う。 【18年度までに、自主防犯組織の組織率を100%とすることを目標とする。】	17～21年度 18年度
学校安全パトロール隊の設立・活動支援	子どもの安全を確保するため、パトロール活動等を行う地域のボランティア組織を結成し、効果的な活動が促進されるよう支援を行う。 【17年度末までに、学校安全パトロール隊の結成を全小学校区で完了する。】	17～21年度 (達成済)
市民の手による美しいまちづくりの推進事業の実施	市民の参加と協働による清潔で住みよいまちの創造を目指し、うるおいと魅力にあふれる快適環境の確保に資する取り組みを行う。 【21年度までに、環境美化協定の締結団体等を55団体とすることを目標とする。】	17～21年度 21年度

10 透明で開かれた市政の推進

(1) 開かれた行政の推進

市民ニーズを的確に行政運営に反映させるため、市民と直接対話する機会の充実を図るとともに、市民が積極的に市政に参画できる仕組みづくりに努める。

取組事項	取組内容	取組年度
タウンミーティングの実施	市民の声を可能な限り市政に反映させ、市民参加による市政を推進するため、タウンミーティングを引き続き実施する。(地域別、界層別・テーマ別)	17～21年度
広聴機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「市政モニター」による意見、要望等の聴取 ・「市政やまびこバス」により、市政への理解と関心を深める。(合併の一体化を図るため、開催回数を増やし、福岡コースを新設) ・市民からの手紙、ご意見メールへの迅速な対応 ・市民相談、やまびこ電話による意見・苦情等への対応 ・まちづくり出前講座 など 	17～21年度
広報機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報「たかおか市民と市政」の発行 ・市ホームページ「ほっとホット高岡」の充実 ・テレビ・ラジオによる広報 ・メールマガジンによる情報発信 など 	17～21年度
パブリックコメント等の実施	広く市民の意見を受け入れ行政運営に反映させるため、必要に応じて、パブリックコメントや市民アンケート調査等を実施する。	18～21年度
審議会等の設置及び運営に関する要綱の策定	市民の市政への参画の機会を拡充し、公正・透明、簡素・効率的で市民にわかりやすく開かれた市政の推進に寄与するため、審議会等の設置・運営に必要な事項を定めた要綱を定める。	18年度
CATVによる本会議中継の導入	市民に開かれた議会を目指すため、CATVによる本会議中継を導入する。	17～21年度 (実施済)
議会広報の質問者氏名の掲載	市民に開かれた議会を目指すため、議会広報に質問者氏名を掲載する。	17～21年度 (実施済)

〔パブリックコメント〕 地方公共団体の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、住民へ趣旨や内容等を公表し、公表事項について住民から提出された意見等を意思決定に反映させる一連の手続き。

(2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実

本市の情報公開制度の適正な運用に努めるとともに、個人情報の保護に最善の配慮をしながら行政運営の公開性を向上させる。

取組事項	取組内容	取組年度
情報公開制度の適正な運用	市の保有する情報の一層の公開を図り、市政への参加促進と市民から信頼される開かれた市政を実現するため、制度の適正な運用に努める。	17～21年度
個人情報保護制度の適正な運用	市の保有する個人情報を総合的に保護し、公正で信頼される市政を推進するため、制度の適正な運用に努める。	17～21年度

(3) 市民サービスの向上

市民の利便性と行政効率の観点から、それぞれの部署、公共施設等の役割を明確にし、市民にとって利用しやすい形態となるよう努める。そのためには、行政と市民の接点である窓口や市民が利用する公共施設の利便性の向上を図るなどの見直しを進める。

取組事項	取組内容	取組年度
窓口サービスの向上と接遇の改善	窓口サービス検討会議を中心にサービスの向上・改善を図るための諸活動を実施する。また、意識啓発活動や接遇能力向上研修などの取り組みを行う。	17～21年度
ワンストップサービスの推進	1ヶ所の窓口で少しでも多くの手続きが済ませられるよう、窓口事務の改善等に努め、利用しやすい市役所を目指す。	17～21年度
医療・救急等情報化の推進	病院での電子カルテの導入、消防救急出動指令等の伝達手段の検討などの行政の情報化の推進に努め、市民サービスの向上を図る。	18～21年度

高岡市行財政改革市民懇話会について

1 高岡市行財政改革市民懇話会の審議経過

回数	開催年月日	審議事項
第1回	平成18年2月20日 (月)	懇話会の組織について 平成18年度の行財政改革について 新たな行財政改革の方針(集中改革プラン)について ・ 基本的な考え方 ・ 行財政改革の具体的な取り組みについて ・ 行財政改革に関する高岡市の現状について
第2回	平成18年5月10日 (水)	・ 行財政改革の方針(案)について 行財政改革の取り組みの項目(第1回)
第3回	平成18年6月8日 (木)	・ 行財政改革の方針(案)について 行財政改革の取り組みの項目(第2回)
第4回	平成18年7月24日 (月)	行財政改革の方針(最終案)について 行財政改革の取り組みについて

2 高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

No.	職名	氏名	団体・役職等
1	会長	滝沢 浩	高岡法科大学教授
2	副会長	中村 絢一	高岡商工会議所副会頭
3	委員	石澤 宣子	高岡第一学園幼稚園教諭・保育士養成所教授
4	"	大木 智博	連合富山高岡地域協議会事務局次長
5	"	小松 裕子	富山大学芸術文化学部助教授
6	"	竹中 伸行	(株)竹中製作所代表取締役
7	"	津幡 敬子	高岡市ボランティア連絡協議会長
8	"	挽 喜一	高岡市社会福祉協議会副会長
9	"	福原 真理	学習塾経営(公募委員)
10	"	藤重 嘉余子	(株)マーフィーシステムズ代表取締役
11	"	増岡 一郎	福岡町工場協会会長
12	"	水名 昭二	高岡市連合自治会会長
13	"	屋根 慎二	社会福祉法人手をつなぐ高岡職員(公募委員)
14	"	山達 睦夫	高岡市農業協同組合常務理事
15	"	横越 啓子	地域女性ネット高岡副会長

高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新しい時代に対応した簡素で効率的な行財政運営、健全な財政運営、市民に開かれた行政をより一層推進するため、高岡市行財政改革市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本市の行財政運営の推進のための基本的事項について審議し、意見や提言を述べることとする。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、15人以内をもって構成する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その任期満了後において、後任の委員が委嘱されるまでの間、その職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、経営企画部都市経営課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月27日から施行する。